

## 〔西宮市〕

## 定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備等

## (1) 特定建築物

用途	特定建築物	
	用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象)	報告の時期
1 劇場、映画館又は 演芸場	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 200 $\text{m}^2$ - A <sub>3</sub> (注8) (客席部分に限る) $\geq$ 200 $\text{m}^2$ - 主階が1階以外にあるもの	3年ごと
2 観覧場(注4)、 公会堂又は集会場	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 200 $\text{m}^2$ - A <sub>3</sub> (注8) (客席部分に限る) $\geq$ 200 $\text{m}^2$	平成32年 7月～10月
3 病院、診療所(注5)、老人ホーム 又は児童福祉施設等	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 300 $\text{m}^2$ - A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 300 $\text{m}^2$	平成30年 7月～10月
共同住宅(注6に限る)又は寄宿舎 (注7に限る)	- A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 300 $\text{m}^2$ - 地階・F $\geq$ 3 (避難階を除く)(注1)	
4 ホテル又は旅館	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 300 $\text{m}^2$ - A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 300 $\text{m}^2$	3年ごと
5 下宿、共同住宅(注6を除く)又は 寄宿舎(注7を除く)	- A (注2) > 100 $\text{m}^2$ (Aは6F以上)	平成30年 7月～10月
6 学校	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 2,000 $\text{m}^2$	3年ごと
7 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) > 2,000 $\text{m}^2$ - A <sub>3</sub> (注8) $\geq$ 2,000 $\text{m}^2$	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合(注9)、料 理店、飲食店又は物品販売業を営む 店舗	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 500 $\text{m}^2$ - A (注2) > 500 $\text{m}^2$ (待合はA <sub>3</sub> (注8) $\geq$ 3000 $\text{m}^2$ )	平成31年 7月～10月
9 事務所その他これに 類するもの	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100 $\text{m}^2$ を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 $\text{m}^2$ を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計

(注3) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) : サービス付高齢者向け住宅

(注7) : サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム

(注8) A<sub>3</sub> : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計

(注9) 待合 : 該当する用途部分のうち避難階にあるものを除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途	建築設備 (注3)	
	用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象)	報告の時期
1 劇場、映画館又は 演芸場	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 200㎡ - 主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2 観覧場(注4)、 公会堂又は集会場	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 200㎡	
3 病院、診療所(注5) 又は児童福祉施設 等	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 300㎡	
4 ホテル又は旅館	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 300㎡	毎年 7月～10月
5 博物館、美術館、図書館、ホーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 2,000㎡	
6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆 浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を 営む店舗	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 500㎡	
7 事務所その他これに 類するもの	- 地階・F ≥ 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) 建築設備 : [換気設備] S48.12.31以前防火ダンパーを設けたもの、S49.1.1以降は煙感知器連動防火ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第16項の規定による。  
: [排煙設備] 機械排煙に限る。  
: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。
- (注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	政令第16条第3項第2号に規定される建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火戸、防火シャッター等	毎年 7月～10月	外壁開口部の防火設備、防火ダンパー、を除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。